

2026年4月吉日

会員企業各位

大臣認定複合防火設備（CAS 認定品）新認定取得のご案内

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

専務理事 青木 徹

一般社団法人 日本サッシ協会

専務理事 宮村 敬治

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、一般社団法人日本シャッター・ドア協会及び一般社団法人日本サッシ協会の協働により大臣認定複合防火設備(CAS 認定品)の新認定取得作業が完了しましたのでお知らせいたします。

つきましては、新認定の使用にあたり、使用登録申請の手続きが必要となります。会員企業各位におかれましては、下記内容をご確認のうえ、所定の申請手続きをお願いいたします。

敬具

記

1. 経緯

2000年および2005年の法令改正により、エレベーター昇降路の防火設備には遮煙性能および安全性能が求められるようになり、2006年3月に大臣認定CAS-0257を取得しました。

その後、約20年にわたり当該認定品を運用しておりましたが、当時の大臣認定書に記載された内容では対応可否の判断が難しいケースがあり、運用上の課題が生じていました。加えて、国土交通省による運用上の注意喚起など、大臣認定品の運用は年々厳格化しています。

これらの状況を踏まえ、より円滑な運用を実現するため、従来明確化されていなかった仕様を大臣認定書に明記する追加申請を行い、新たな大臣認定を取得しました。

2. 概要

1) 新認定番号

CAS - 1279

2) 主な仕様追加内容

新認定において、内容を追加及び明確化した主な項目は、以下の通りです。

- ・ 開き戸の種類に親子開きを追加
- ・ 主構成材料の仕様にステンレス鋼板を追加
- ・ ドアボトムなど下部気密材納まり仕様を追加
- ・ 下枠（くつずり立ち上がり）仕様を追加
- ・ フラットバー枠、つぶし枠仕様を追加
- ・ コンシールドドアクローザ仕様を追加
- ・ 扉、枠内への充填材仕様を追加
- ・ けり板、定規縁を追加
- ・ 手動式フランス落しを追加

### 3. 使用登録申請方法

審査登録資格、諸手続き方法、審査登録費用は協会毎に設定し、運用管理しますので、詳細は申請先協会からの手続き案内を参照してください。

### 4. 現行 CAS-0257 の取扱いについて

新認定取得に伴い、CAS-0257 は計画的に運用を停止します。これは、新認定が CAS-0257 に対して追加申請により、CAS-0257 の内容を明確化し、かつ仕様を追加した認定であるためです。

新認定を使用することで、これまで以上に CAS 認定品として対応できる仕様が増えると共に、大臣認定書への明確な記載により、これに基づいた対応が可能となります。CAS-0257 を使用されていた会員企業に限らず、積極的な新認定の使用申請をお願いいたします。

現行 CAS-0257 運用停止予定日：2028 年 3 月末日

以上

2026年5月1日

会員企業各位

大臣認定複合防火設備（CAS 認定品）新認定使用登録申請のご案内

一般社団法人 日本サッシ協会

専務理事 宮村 敬治

スチールドア部会

部会長 井上 和也



別紙「大臣認定複合防火設備（CAS 認定品）新認定取得のご案内」のとおり、新 CAS 認定を使用するためには、使用登録申請等の手続きが必要です。会員企業各位におかれましては、下記内容を確認の上、協会事務局へ申請をお願いいたします。

記

1. 新認定番号

CAS - 1279

2. 使用登録申請方法

1) 使用登録申請の要件

使用登録申請を行う企業は、以下の要件を満足することが必要です。

- ・当協会の正会員または二種準会員（防火戸事業会員）であること。

2) 申請方法

協会ホームページに掲載されている、「複合防火設備 CAS 使用登録のご案内」から申請内容をご確認いただき、所定の申請手続きをお願いいたします。なお、現在 CAS-0257 の使用登録を行っている企業様につきましても、新認定（CAS-1279）を使用する場合は、あらためて使用登録申請をしていただく必要があります。

<掲載場所>

ホーム > 各種資料 > 鋼製建具 > 複合防火設備 CAS 使用登録のご案内

3) 受付開始

2026年6月1日から

以上